

○長久手市平成こども塾条例施行規則

平成22年3月30日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市平成こども塾条例（平成18年長久手町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、長久手市平成こども塾（以下「こども塾」という。）への入館を禁止し、又はこども塾からの退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者
- (2) こども塾の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれのある者
- (3) その他教育委員会の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第3条 こども塾の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は危害を及ぼす行為をしないこと。
- (2) こども塾の施設又は設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合のほか、物品の販売、金品の募集、飲食物の提供又はポスター等の掲示をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食又は火気の使用をしないこと。
- (5) その他教育委員会が指示する事項

(附属設備等の使用の手続)

第4条 条例第4条第2項の規定による申請は、長久手市平成こども塾附属設備等使用申請書（様式第1号）を、使用しようとする日の前日までに提出することにより行わなければならない。

2 教育委員会は、条例第4条第2項の承認をするときは、長久手市平成こども塾附属設備等使用承認書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（附属設備等の損傷等の届出）

第5条 条例第4条第2項の承認を受けた者（以下「附属設備等使用者」という。）は、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（附属設備等の使用後の点検）

第6条 附属設備等使用者は、附属設備等の使用を終えたときは、その旨をこども塾の職員に申し出て、その点検を受けなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

長久手市平成こども塾付属設備等使用申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

長久手市平成こども塾の付属設備等を使用したいので、次のとおり申請します。

申請者	(住所)		
	(氏名) (電話番号)		
使用目的			
使用日時	年 月 日( ) 時から 時まで		
付属設備等 (使う設備等に○印を付けてください。)	1	かまど(2か所で1セット)	1セット(使用料 円) 2セット(使用料 円)
	2	調理器具	1セット(使用料 円) 2セット(使用料 円)
	計 円		
使用人員	大人 人	・ 子供 人	合計 人

様式第2号(第4条関係)

長久手市平成こども塾付属設備等使用承認書

第 号  
年 月 日

長久手市教育委員会 印

長久手市平成こども塾の付属設備等の使用について、次のとおり承認します。

使 用 者	(住所)		
	(氏名) (電話番号)		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日( ) 時から 時まで		
付 属 設 備 等	1	かまど(2か所で1セット)	1セット(使用料 円) 2セット(使用料 円)
	2	調理器具	1セット(使用料 円) 2セット(使用料 円)
	計 円		
使 用 人 員	大人 人 ・ 子供 人 合計 人		

- (注)1 付属設備等を使用する際に、この承認書を職員に提示してください。  
2 使用を終えたときは、職員に申し出て点検を受けてください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)